

令和4年4月25日提供

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部
(第27版 令和4年4月25日現在)

(住 民 向 け)

●生活資金に関すること

生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）	4
住居確保給付金	5
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	6
母子父子寡婦福祉資金貸付金	8
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金	8

●県営住宅に関すること

県営住宅の家賃減免・徴収猶予	9
県営住宅の一時提供	9

●子どもに関すること

福島県立高等学校の授業料の減免制度	10
高等教育修学支援新制度による支援	10
（特別）児童扶養手当給付事業	11
小・中学生の就学援助措置	11
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付	12

●新型コロナウイルス検査に関すること

妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成	12
-----------------------	----

●減免・猶予・傷病手当金に関すること

県税の猶予制度	13
国税局猶予相談センター	13
介護保険第1号保険料の減免	14
国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料の減免	14
国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金	15

●労働者に関すること

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	16
-------------------------	----

(事 業 者 向 け)

●労働者に関すること

小学校休業等対応助成金・支援金	17
～小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援～	

●事業活動に関すること

令和4年2月まん延防止等重点措置に伴う時短要請協力金（延長分）	19
売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）第4弾	21
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度	22
雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）	23
産業雇用安定助成金	24
業務改善助成金（特例コース）	25
伴走支援型特別資金（福島県中小企業制度資金）	26
新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）	27
外的変化対応資金（福島県中小企業制度資金）	28
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	29
新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）	29
新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	30
生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連	31
新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付	31
経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）	32
福島県信用保証協会における特別保証制度等	33

●農林水産業に関すること

農林漁業者向け支援等情報	35
--------------	----

●建設業に関すること

建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和	35
--------------------------	----

（ 共 通 ）

●各種相談に関すること

新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口	36
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	36
新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口	36
新型コロナワクチン接種の会場や予約方法等	37
新型コロナワクチン副反応に関する相談窓口	39
新型コロナワクチン接種全般に関すること	39
モデルナワクチン接種センター	39
新型コロナワクチンの小児接種に関する相談窓口	40

新型コロナ関連詐欺に関する消費者トラブル	4 0
各市町村予防接種救済制度担当窓口	4 1
福島県社会保険労務士会による無料電話相談	4 3
中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）	4 3
人権相談（法務局）	4 3
新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談	4 4
女性・男性のための相談	4 4
性暴力等被害救援協力機関 “S A C R A Fukushima”	4 4
女性のための相談支援センター	4 5
D V 相談	4 5
外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットライン	4 5
外国人住民のための相談	4 6
新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口	4 6
（特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター）	
子どもに関する相談	4 7
ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS	4 7
「こころ」の健康相談	4 7
消費生活相談	4 7
消費生活無料法律相談等	4 8
事業資金相談ダイヤル	4 8
中小企業労働相談所	4 8
商工関係事業所相談	4 9
労働困りごと相談窓口(福島県労働委員会)	4 9
福島県信用保証協会相談窓口	5 0
農林水産業に関する相談窓口	5 1
●その他	
遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）	5 2
◎お問い合わせ先一覧	
◎ 支援情報ナビ	5 3

(住民向け)

●生活資金に関すること

制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）												
支援の種類	貸付（融資）												
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に貸付を行う。 令和2年3月25日（水）より受付開始。</p> <p>主に休業された方向け（緊急小口資金）</p> <table border="1"><tr><td>対象者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr></table> <p>主に失業された方向け（総合支援資金）</p> <table border="1"><tr><td>対象者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>（2人以上）月20万円以内,（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr></table> <p>●受付期間：令和4年6月末まで ※ 総合支援資金（再貸付）については、令和3年12月末で終了。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、下記のお問い合わせにある福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p> <p>●東北労働金庫・日本郵便における申請受付については、令和2年9月30日で終了。</p>	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯	貸付限度額	原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内	貸付利率	無利子	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）	貸付限度額	（2人以上）月20万円以内,（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）	貸付利率	無利子
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯												
貸付限度額	原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内												
貸付利率	無利子												
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）												
貸付限度額	（2人以上）月20万円以内,（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）												
貸付利率	無利子												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none">・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none">・お住まいの市町村の社会福祉協議会・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250（直通）												

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方に対し、家賃相当分（上限有り）の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。令和2年度中に新規申請をした方については、延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間まで可能となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例措置として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給が可能となります。</p>
活用できる方	<p>住居確保給付金の支給対象となるのは、次の（1）～（8）のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがあること。 （2） イ）申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。 ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。 （3） 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方であること。 （4） 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、「基準額（※1）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。 （5） 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、基準額の6倍（ただし100万円が上限）以下であること。 （6） 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職の申し込みをし誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 （7） 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。 （8） 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。 <p>（※1）「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額の収入の12分の1をいいます。</p>
お問い合わせ	<p>・福島県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧（令和2年10月1日現在） http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/420255.pdf</p>

制度の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯等に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給額 一月ごとに以下の額を支給する。 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 ● 支給期間 3か月 ● 申請受付期間 令和4年6月30日まで ● 自立支援金の受給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能である。 支給額、支給期間、申請受付期間は初回の支給と同じ。
活用できる方	<p>自立支援金の支給対象となるのは、以下の1から5のいずれにも該当する方（自立支援金の支給を既に他の都道府県等から受けている方を除く。）に対して支給します。</p> <p>1 次のいずれかに該当する方</p> <p>（1）都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること</p> <p>（2）再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること</p> <p>（3）都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと</p> <p>（4）都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと</p> <p>〈令和4年1月以降は以下の方も対象〉</p> <p>都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該貸付の最終借入月が到来していること、又は、貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該貸付の最終借入月であること（再貸付を申請中、利用中の場合を除く）</p> <p>2 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方</p> <p>3 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。</p> <p>4 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。</p> <p>5 次のいずれかに該当する者であること</p> <p>（1）公共職業安定所等に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の</p>

	<p>労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。</p> <p>イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</p> <p>ロ) 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける</p> <p>ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける</p> <p>(2) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること</p>
お問い合わせ	<p>・福島県内の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 相談窓口一覧 (令和3年7月1日現在)</p> <p>http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/458515.pdf (町村にお住まいの方向け)</p> <p>http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/458340.pdf</p>

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金				
支援の種類	貸付				
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能です。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>月額105,000円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	貸付限度額	月額105,000円	貸付利率	無利子
貸付限度額	月額105,000円				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子（父子）福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子） ・20歳未満の父母のない児童 ・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童 ●寡婦福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で子どもが成人した母親など 				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県保健福祉事務所または児童家庭課 電話：024-521-7176（直通） ・お住まいの市町村の担当課 				

制度の名称	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付額 1世帯あたり10万円 ● 支給方法、支給時期及び申請方法 お住まいの市町村に御確認ください。 ● 支給要件（以下のいずれかに該当する場合は対象。） <ol style="list-style-type: none"> （1）令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 世帯員全員が令和3年度市町村民税均等割が課されていない者、又は免除された者 （2）令和3年1月以降の家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
活用できる方	上記のとおり
お問い合わせ	■お住まいの市町村の臨時特別給付金担当課

● 県営住宅に関すること

制度の名称	県営住宅の家賃減免・徴収猶予
支援の種類	家賃の減免・徴収猶予
概要	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が著しく減少したため、県営住宅家賃の支払いが困難な方について、家賃の減免・徴収猶予を行います。
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大により転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者（非課税所得を含めた収入が月額61,500円以下の者）又は現状の家賃を支払うことが困難であると認められる入居者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの県営住宅が立地する地区の県建設事務所へお問い合わせください。 ・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498 ・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427 ・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613 ・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427 ・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713 ・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207 ・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109

制度の名称	県営住宅の一時提供
支援の種類	住宅の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き住戸を一時提供します。 ・使用期間 原則6ヵ月間 ・使用料 一時提供する住戸で定められた最低家賃の1 / 2の額（駐車場使用料、敷金、保証金は免除） ・その他 単身入居可。収入要件は問わない。
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大にともなう解雇や雇い止めにより、社員寮、社宅、住居手当等により居住可能だった住居などの住宅からの退去を余儀なくされた方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●一時提供を希望される地区の県建設事務所へお問い合わせください。 ・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498 ・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427 ・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613 ・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427 ・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713 ・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207 ・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109

●子どもに関すること

制度の名称	福島県立高等学校の授業料の減免制度
支援の種類	減免
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。 <p>※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。</p> <p>(1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外） (2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合 (3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 免除額 授業料額と同額
活用できる方	(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の在籍している県立高等学校 ● 福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754

制度の名称	高等教育修学支援新制度による支援
支援の種類	福島県公立大学法人に対する授業料減免
概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、下記の事由のいずれかにより家計が急変した学生がいる世帯へ支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡 ・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る） ・生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が大きく減少 ・自分のアルバイトなどの収入が減少したため、新たに支援を受けたい。 <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料・入学金の減免＋給付型奨学金の支給 ・貸与型奨学金（無利子・有利子） <p>詳しい支援内容や手続きなどは「お問い合わせ」先へお願いします。</p>
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等
お問い合わせ	<p>【奨学金】日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301</p> <p>【授業料・入学金】公立大学法人福島県立医科大学教育研修支援課 024-547-1111（代）</p> <p>【授業料・入学金】公立大学法人会津大学学生課0242-37-2515 会津大学短期大学部学生係 0242-37-2301</p>

制度の名称	(特別) 児童扶養手当給付事業
支援の種類	給付
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受給するにあたり、必要となる届出を、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより遅れて提出した場合、「やむを得ない理由」該当するものと取り扱い、弾力的な対応を行う。 ●特別児童扶養手当の有期認定に必要な診断書の提出期限が、令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者については、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や医療機関の状況等を踏まえ、提出期限を1年延長する。なお、障がいの程度が悪化した場合には、診断書を添えて手当の増額改定請求を行うことができる。
活用できる方	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県児童家庭課 024-521-7176 ●各市町村(特別)児童扶養手当窓口

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●収入の減少等の特別な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品、校外活動費、学校給食費等を援助します。 (※援助の内容については、各市町村により異なります。)
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの。 (※認定基準は、各市町村で定めます。)
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村教育委員会

制度の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から臨時特別給付を支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支給対象児童 <ul style="list-style-type: none"> ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童 ②9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合) ③令和4年3月31日までに生まれる児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児) ●支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①～③の児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者 ●給付額 <ul style="list-style-type: none"> 対象児童1人につき10万円相当 ●支給方法、支給時期及び申請方法 <ul style="list-style-type: none"> お住まいの市町村にご確認ください。
活用できる方	上記のとおり
お問い合わせ	■お住まいの市町村の児童手当担当課

●新型コロナウイルス検査に関すること

制度の名称	妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成
支援の種類	検査料の助成
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対して、PCR等検査料の助成を行う。 ・妊婦1人につき1回、上限20,000円 ・助成対象：令和2年9月1日～令和5年3月31日に受けたPCR等検査料 *検査を希望する場合は、かかりつけ産婦人科医療機関へご相談ください。
活用できる方	分娩予定日の概ね2週間以内にPCR等検査を希望する妊婦 (発熱などの感染の疑う症状がない方)
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県子育て支援課 電話024-521-8205 ●福島市子ども家庭課 電話024-525-7671 ●郡山市子ども家庭支援課 電話024-924-3691 ●いわき市子ども家庭課 電話0246-27-8597

●減免・猶予・傷病手当金に関すること

制度の名称	県税の猶予制度
支援の種類	徴収の猶予
概要	<p>●徴収の猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合（具体例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など）など、一定のケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。</p> <p>※申請する必要があります。</p> <p>※原則として担保が必要です。</p> <p>※猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。</p>
活用できる方	県税の納税義務者又は納入義務者
お問い合わせ	<p>【最寄りの地方振興局県税部】</p> <p>○県北地方振興局県税部 : 024-521-2682</p> <p>○県中地方振興局県税部 : 024-935-1241</p> <p>○県南地方振興局県税部 : 0248-23-1514</p> <p>○会津地方振興局県税部 : 0242-29-5241</p> <p>○南会津地方振興局県税部 : 0241-62-5212</p> <p>○相双地方振興局県税部 : 0244-26-1124</p> <p>○いわき地方振興局県税部 : 0246-24-6030</p>

相談窓口名	国税局猶予相談センター
相談内容、概要等	<p>●国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。</p> <p>【受付時間】8:30～17:00（土日祝日を除く。）</p> <p>※国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりませんので、猶予申請書等は所轄の税務署への提出をお願いいたします。</p> <p>なお、税務署の窓口混雑を防止するため、猶予申請は、なるべくe-Taxによる電子申請や郵送による提出をお願いします。</p>
お問い合わせ	●仙台国税局 0120-945-430

制度の名称	介護保険第1号保険料の減免
支援の種類	第1号保険料の減免
概要	介護保険第1号被保険者の方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料の減免を受けられる場合があります。
活用できる方	介護保険第1号被保険者
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	保険料（税）の減免
概要	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料（税）の減免を受けられる場合があります。
活用できる方	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口 ●組合員にあつてはご加入の国保組合 ●後期高齢者医療制度にあつてはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

制度の名称	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金
支援の種類	手当金
概要	<p>国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、給与等の支払いを受けている方については、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、仕事を休み、無給や減給になったときに、傷病手当金が支給される場合があります。</p> <p>【傷病手当金とは】 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額の金額を支給する制度</p> <p>【支給対象となる日数】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日</p> <p>【1日当たりの支給額（上限あり）】 （直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2／3 ※労務に服することができない期間において、給与等の全部又は一部が支払われているときは、支給額調整されます。</p>
活用できる方	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口 ●組合員にあってはご加入の国保組合 ●後期高齢者医療制度にあってはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

●労働者に関すること

制度の名称	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金																															
支援の種類	支援金・給付金																															
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支給。（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象となります。）</p> <p>■制度概要 主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（上限あり）を休業実績に応じて支給。</p> <p>① 令和2年4月1日から令和4年3月31日（今後、令和4年6月末まで延長される予定）まで、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者</p> <p>② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特例の対象は、令和3年5月1日～令和4年3月31日の間に緊急事態宣言が発令された地域及びまん延防止等重点措置の対象地域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について、営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れない際に適用されます。（対象となる休業等の詳細については、下記までお問い合わせください。） <p>【休業支援金助成率等】</p> <table border="1" data-bbox="311 795 1501 987"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年5月～12月末</th> <th>令和4年1月～3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 上限 9,900円</td> <td>8割 上限 8,265円</td> </tr> <tr> <td>地域特例</td> <td>8割 上限 11,000円</td> <td>8割 上限 11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業 【下記に該当する方】</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 上限 9,900円</td> <td>8割 上限 8,265円</td> </tr> <tr> <td>地域特例</td> <td>8割 上限 11,000円</td> <td>8割 上限 11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■申請期限</p> <table border="1" data-bbox="311 1032 1265 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>休業期間</th> <th>申請期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>令和3年4月～12月</td> <td>令和4年 3月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月～3月</td> <td>令和4年 6月末まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業 【下記に該当する方】</td> <td>令和3年4月～12月</td> <td>令和4年 3月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月～3月</td> <td>令和4年 6月末まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月以降の取扱いについては、今後発表される予定です。</p> <p>■申請方法等 申請書及び申請に当たって必要な添付書類、具体的な手続き等につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険に加入していない学生アルバイトの方であっても、給付金の対象となります。 ・事業主の協力を得て申請書類を作成します。 <p>協力が得られない場合の対応等については、「要件確認書」備考欄等をご確認ください。</p> <p>■大企業については、雇用されるシフト労働者等であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方が支給の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シフト労働者等とは、労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）。 ・その他、支給にあたって条件があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ・複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要がありますので、ご注意ください。 			令和3年5月～12月末	令和4年1月～3月末	中小企業	原則的な措置	8割 上限 9,900円	8割 上限 8,265円	地域特例	8割 上限 11,000円	8割 上限 11,000円	大企業 【下記に該当する方】	原則的な措置	8割 上限 9,900円	8割 上限 8,265円	地域特例	8割 上限 11,000円	8割 上限 11,000円		休業期間	申請期限	中小企業	令和3年4月～12月	令和4年 3月末まで	令和4年1月～3月	令和4年 6月末まで	大企業 【下記に該当する方】	令和3年4月～12月	令和4年 3月末まで	令和4年1月～3月	令和4年 6月末まで
		令和3年5月～12月末	令和4年1月～3月末																													
中小企業	原則的な措置	8割 上限 9,900円	8割 上限 8,265円																													
	地域特例	8割 上限 11,000円	8割 上限 11,000円																													
大企業 【下記に該当する方】	原則的な措置	8割 上限 9,900円	8割 上限 8,265円																													
	地域特例	8割 上限 11,000円	8割 上限 11,000円																													
	休業期間	申請期限																														
中小企業	令和3年4月～12月	令和4年 3月末まで																														
	令和4年1月～3月	令和4年 6月末まで																														
大企業 【下記に該当する方】	令和3年4月～12月	令和4年 3月末まで																														
	令和4年1月～3月	令和4年 6月末まで																														
活用できる方	■事業主の指示により休業した中小企業の労働者（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象）																															
お問い合わせ	<p>・フリーダイヤル（コールセンター） 電話：0120-221-276 （受付時間：月から金 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15）</p> <p>・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。</p>																															

(事業者向け)

●労働者に関すること

制度の名称	小学校休業等対応助成金・支援金 ～小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援～																						
支援の種類	助成金、支援金																						
概要	<p>●概要 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開されました。 また、「小学校休業等対応助成金」については、有休の特別休暇を取得させた事業主に対する助成金制度となっておりますが、福島労働局からの助成金活用の働きかけに事業主が応じない場合には、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(P17参照)の仕組みにより、労働者(大企業はシフト制労働者等の方に限る。)が直接申請することも可能です。まずは、福島労働局特別労働相談窓口(下記問い合わせ参照)へご相談ください。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の特別休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主…助成金 ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者…支援金 <p>◎対象となる子ども</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等)に通う子ども 2 (1)～(3)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルスに感染した子ども (2) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱等の風邪症状、濃厚接触者) (3) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども <p>●支給額、対象期間・申請期限</p> <p>◇支給額(助成金)</p> <p>労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <table border="1" data-bbox="359 1429 1428 1581"> <thead> <tr> <th>休暇取得期間</th> <th>日額上限額</th> <th>緊急事態宣言等区域(※注)の上限額④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月1日～同年2月28日 ①</td> <td>11,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月1日～同年3月31日 ②</td> <td>9,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施している区域</p> <p>◇支給額(支援金)</p> <p>委託を受けて個人で仕事する方：就業できなかった日について1日当たり以下の金額を定額支給</p> <table border="1" data-bbox="309 1693 1177 1812"> <thead> <tr> <th>仕事ができなかった期間</th> <th>1日当たり定額</th> <th>④の定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月1日～同年2月28日 ①</td> <td>5,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月1日～同年3月31日 ②</td> <td>4,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成金及び支援金は令和4年6月まで②の期間と同じ内容で延長される予定です。</p> <p>◇対象期間・申請期限</p> <table border="1" data-bbox="309 1888 1195 1964"> <thead> <tr> <th>対象となる休暇の取得期間</th> <th>申請期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月1日～同年3月31日</td> <td>令和4年5月31日(月)必着</td> </tr> </tbody> </table> <p>■その他 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p>	休暇取得期間	日額上限額	緊急事態宣言等区域(※注)の上限額④	令和4年1月1日～同年2月28日 ①	11,000円	15,000円	令和4年3月1日～同年3月31日 ②	9,000円	15,000円	仕事ができなかった期間	1日当たり定額	④の定額	令和4年1月1日～同年2月28日 ①	5,500円	7,500円	令和4年3月1日～同年3月31日 ②	4,500円	7,500円	対象となる休暇の取得期間	申請期限	令和4年1月1日～同年3月31日	令和4年5月31日(月)必着
休暇取得期間	日額上限額	緊急事態宣言等区域(※注)の上限額④																					
令和4年1月1日～同年2月28日 ①	11,000円	15,000円																					
令和4年3月1日～同年3月31日 ②	9,000円	15,000円																					
仕事ができなかった期間	1日当たり定額	④の定額																					
令和4年1月1日～同年2月28日 ①	5,500円	7,500円																					
令和4年3月1日～同年3月31日 ②	4,500円	7,500円																					
対象となる休暇の取得期間	申請期限																						
令和4年1月1日～同年3月31日	令和4年5月31日(月)必着																						

お問い合わせ	<p>ホームページ 厚生労働省 小学校休業等対応助成金・支援金 検索</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（厚生労働省）電話：0120-603-999（フリーダイヤル） 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 福島労働局 電話：024-536-2777（受付時間8：30～17：15（平日のみ））
--------	---

●事業活動に関すること

制度の名称	令和4年2月まん延防止等重点措置に伴う時短要請協力金（延長分）																
支援の種類	協力金																
概要	<p>県内の飲食店等に対し、感染防止対策を徹底したうえで営業時間短縮の要請にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付対象期間 令和4年2月21日（月）～令和4年3月6日（日） ●交付額 1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業は売上高減少方式での交付となり、中小企業は売上高方式又は売上高減少方式いずれかの方式を選択可能です。 ※ふくしま感染防止対策認定店制度の第三者認証（オレンジステッカー）を取得済みの認定店と非認定店とは、協力金の単価が異なります。 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 741 624 770">通常の営業時間</th> <th colspan="2" data-bbox="624 741 1150 770">ふくしま感染防止対策認定店</th> <th data-bbox="1150 741 1495 770">非認定店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 770 624 947" rowspan="2">21時を超えた営業</td> <td colspan="2" data-bbox="624 770 1150 799">いずれかを選択</td> <td data-bbox="1150 770 1495 947" rowspan="3">20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 799 1011 875">①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)</td> <td data-bbox="1011 799 1150 875">A方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 875 1011 947">②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)</td> <td data-bbox="1011 875 1150 947">B方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 947 624 1014">20時を超えて21時までの営業</td> <td colspan="2" data-bbox="624 947 1150 1014">20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)</td> <td data-bbox="1150 947 1495 1014">B方式</td> </tr> </tbody> </table>	通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店	21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)		B方式
	通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店													
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)														
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式															
②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式																
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)		B方式														
<p>ア ふくしま感染防止対策認定店</p> <p>(ア) A方式</p> <p>a 売上高方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。</p> <p>b 売上高減少方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円又は平成31年、令和2年または令和3年の2月の1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額）</p> <p>(イ) B方式</p> <p>a 売上高方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。</p> <p>b 売上高減少方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円）</p> <p>イ 非認定店</p> <p>(ア) B方式</p> <p>a 売上高方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。</p> <p>b 売上高減少方式 平成31年、令和2年または令和3年の2月からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請期間 令和4年3月14日（月）から令和4年5月27日（金）まで ※ 郵送の場合、5月27日（金）の消印有効です。 																	

活用できる方	<p>●対象店舗 福島県内に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗。ただし、以下の対象外店舗を除く。</p> <p>※対象外店舗 以下の（1）～（9）の店舗は対象外となります （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 （2）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 （3）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 （4）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー （5）ネットカフェ・漫画喫茶 （6）飲食スペースを有さないキッチンカー （7）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合 （8）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合 （9）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）</p> <p>●交付要件 次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。 ア 福島県内に対象店舗を有すること。 イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和4年2月21日（月）午後8時から令和4年3月7日（月）午前5時までの期間において、営業時間を短縮するとともに、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請内容に応じること。※1 ※2 ※3 ウ 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。 エ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。 オ 令和4年2月18日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和4年3月7日以降であること。 カ 対象店舗において、時短営業の案内（営業時間、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む））を掲示していること。 キ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。</p> <p>※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、要請の期間中、休業している場合を含みます。 ※2 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。 ※3 時短営業を開始した日から令和4年3月7日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。</p>
お問い合わせ	<p>●ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-r4-2.html</p> <p>●福島県協力金コールセンター （電話）024-521-8575 （受付時間）毎日9時30分から17時30分まで</p>

制度の名称	売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）第4弾
支援の種類	一時金
概要	<p>福島県まん延防止等重点措置等（以下「本措置」という。）に伴う飲食店への営業時間短縮や新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付額 <ul style="list-style-type: none"> 一律 30万円（法人・個人事業主の区分はありません） ※ 1事業者につき1回限りです。 ● 申請期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年2月10日（木）から5月20日（金）まで ● 申請に必要な主な書類 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上の減少した中小事業者に対する一時金交付申請書 ○ 事業活動が分かる書面 ○ 令和4年1月、2月又は3月の営業状況が分かる資料 ○ 平成31年から令和3年の営業状況が分かる資料（確定申告書の写しなど） ○ 振込先の通帳の写し 等
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象事業者 <ul style="list-style-type: none"> 本措置に伴い、 ① 飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 ② 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 ● 主な交付要件 <ul style="list-style-type: none"> （1）県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等 （2）令和3年12月31日以前に事業を開始していること。 （3）本措置に伴い、 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食店と直接・間接の取引があること （農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービス供給者を想定） ② 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたこと （旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定） <p>により、令和4年1月、2月又は3月の売上高が過去3年のうち、いずれかの同月の売上高と比較して30%以上減少したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> （4）本措置の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本県版一時金第4弾ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part4.html ● 福島県一時金コールセンター （電話）024-521-8572 （受付時間）毎日9時30分から17時30分まで

制度の名称	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度
支援の種類	貸付（融資）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者に対し、必要とする設備資金及び運転資金の貸付を行う。 ・貸付限度額 6,000万円以内 ・貸付利率 貸付後3年間は基準利率(※)－0.9% (※)基準利率は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 ・担保 担保は徴しない。 ・保証人 次の場合保証人を徴しない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること。 ② 債務超過でないこと。 
活用できる方	<p>生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること</p> <p>(2)中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫福島支店 電話：024-522-9241（中小企業事業）

制度の名称	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）																																		
支援の種類	助成金																																		
概要	<p>●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間】</p> <p>■適用期間 休業等の初日が令和2年4月1日から令和4年3月31日まで (今後、令和4年6月末まで延長される予定です)</p> <p>■対象労働者 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成。 なお、令和2年4月1日から令和4年3月31日（令和4年6月末まで延長される予定）までの「緊急対応期間」においては、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。</p> <p>■助成率 中小企業 2/3、大企業 1/2（※いずれも上限があります。） 「緊急対応期間」においては、中小企業 4/5、大企業 2/3（解雇等を行わない場合は、中小企業 9/10、大企業 3/4） ※ 特に業況が厳しい事業主又は地域特例に該当する事業主への助成率は4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）</p> <p>【雇用調整助成金助成率等】（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合） (金額は1人1日あたりの上限額)</p> <table border="1" data-bbox="300 954 1485 1563"> <thead> <tr> <th colspan="2">判定基礎期間の初日</th> <th>令和3年5~12月末</th> <th>令和4年1、2月</th> <th>令和4年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>原則的な措置 【全国】</td> <td>4/5(9/10) 上限13,500円</td> <td>4/5(9/10) 上限11,000円</td> <td>4/5(9/10) 上限9,000円</td> </tr> <tr> <td>業況特例 【全国】</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> </tr> <tr> <td>地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大企業</td> <td>原則的な措置 【全国】</td> <td>2/3(3/4) 上限13,500円</td> <td>2/3(3/4) 上限11,000円</td> <td>2/3(3/4) 上限9,000円</td> </tr> <tr> <td>業況特例 【全国】</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> </tr> <tr> <td>地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> <td>4/5(10/10) 上限15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 重点措置区域とは、緊急事態措置の実施区域またはまん延防止等重点措置の対象区域をいいます。（知事による要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主を対象）</p> <p>■支給要件等：その他、適用となる休業や対象となる事業主について、支給にあたって要件があります。 業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給されます。詳細については下記までお問い合わせください。</p>				判定基礎期間の初日		令和3年5~12月末	令和4年1、2月	令和4年3月	中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(9/10) 上限13,500円	4/5(9/10) 上限11,000円	4/5(9/10) 上限9,000円	業況特例 【全国】	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 上限13,500円	2/3(3/4) 上限11,000円	2/3(3/4) 上限9,000円	業況特例 【全国】	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円
判定基礎期間の初日		令和3年5~12月末	令和4年1、2月	令和4年3月																															
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(9/10) 上限13,500円	4/5(9/10) 上限11,000円	4/5(9/10) 上限9,000円																															
	業況特例 【全国】	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円																															
	地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円																															
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 上限13,500円	2/3(3/4) 上限11,000円	2/3(3/4) 上限9,000円																															
	業況特例 【全国】	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円																															
	地域特例（重点措置区域） （注1）まん延防止等 重点措置	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円	4/5(10/10) 上限15,000円																															
活用できる方	<p>■雇用保険適用事業主であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象（その他の支給要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。）</p>																																		
お問い合わせ	<p>●雇用調整助成金コールセンター 電話0120-60-3999（受付時間9時~21時 土日祝日含む）</p> <p>●福島労働局職業安定部職業対策課 電話：024-529-5409（直通）</p> <p>●お近くのハローワーク</p>																																		

制度の名称	産業雇用安定助成金																					
支援の種類	助成金																					
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用日：令和3年1月1日からの出向に対して助成。 ○前提：出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提、その他条件あり。 ○出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成 <table border="1" data-bbox="320 703 1465 913"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っていない場合</td> <td>9/10</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っている場合</td> <td>4/5</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・先の計）</td> <td colspan="2">12,000 円/日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 <table border="1" data-bbox="336 1099 1003 1240"> <tr> <td></td> <td>出向元</td> <td>出向先</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td colspan="2">各 10 万円/1 人あたり（定額）</td> </tr> <tr> <td>加算額（※）</td> <td colspan="2">各 5 万円/1 人あたり（定額）</td> </tr> </table> <p>（出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以降の出向運営経費のみが助成対象となる。（出向初期経費は支給されない。））</p> <p>（※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算が行われる。</p> <p>■支給方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、負担割合を決め都道府県労働局またはハローワークへ提出（手続きは出向元事業主） ・支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金が支給される。 		中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3	上限額（出向元・先の計）	12,000 円/日			出向元	出向先	助成額	各 10 万円/1 人あたり（定額）		加算額（※）	各 5 万円/1 人あたり（定額）	
	中小企業	中小企業以外																				
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4																				
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3																				
上限額（出向元・先の計）	12,000 円/日																					
	出向元	出向先																				
助成額	各 10 万円/1 人あたり（定額）																					
加算額（※）	各 5 万円/1 人あたり（定額）																					
活用できる方	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）</p> <p>③ 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）</p>																					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●くわしくは厚生労働省ホームページ 産業雇用安定助成金 検索 ●お近くのハローワーク 																					

制度の名称	業務改善助成金（特例コース）
支援の種類	助成金
概要	<p><input type="checkbox"/> 概要 業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。</p> <p><input type="checkbox"/> 特例コースについて 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者で、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。</p> <p>※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものとして取り扱われます。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請期限 令和4年3月31日まで</p> <p><input type="checkbox"/> 交付申請窓口 厚生労働省福島労働局 雇用環境・均等室 〒960-8021 福島市霞町1-46</p>
お問い合わせ	<p>（厚生労働省）業務改善助成金コールセンター 電話03-6388-6155 平日8:30～17:15</p>

制度の名称	伴走支援型特別資金（福島県中小企業制度資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>■ 対象者：県内に事業所を有する中小企業者 ：次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」）を策定した者</p> <p>（１）セーフティネット保証４号による認定を受けた者（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） （２）セーフティネット保証５号による認定を受け、かつ次のいずれかに該当する者 ①売上高等減少率が15%以上である。 ②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している。</p> <p>（３）上記（１）（２）以外で、次のいずれかに該当する者（一般枠） ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している。 ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している。</p> <p>■ 融資限度 運転資金、設備資金6,000万円（併用時は6,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置5年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 ・（１）及び（２）の場合 ：借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助 ・（３）の場合 ：借入金額に対し、0.45～1.90%とし、0.25～0.75%に相当する額を国が補助 ※経営者保証免除対応の場合、各保証料率及び補助率に0.20%を上乗せする。 ※条件変更保証料は、補助対象外となります。</p> <p>■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人は原則として1名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和5年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証４号及び５号の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となる場合があります。</p> <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>
お問い合わせ	<p>●【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ●【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288</p>

制度の名称	新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号）</p> <p>売上高等の減少が20%以上の場合、セーフティネット保証4号に該当する。 <u>売上高の減少について市町村長の認定が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%(責任共有制度対象外100%保証) ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人は原則として1名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和4年6月30日融資実行分まで ※セーフティネット保証4号の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。 <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●【融資の申込・相談】 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ●【制度内容の照会】 福島県経営金融課 電話：024-521-7288

制度の名称	外的変化対応資金（福島県中小企業制度資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している者で次のいずれかに該当すること。 ア 最近3カ月間又は6カ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去10年間のうちいずれかの年度の同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。 イ 最近3カ月間又は6カ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証5号）</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者。（危機関連保証）</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度 運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円（併用時7,000万円限度） ※(2)、(3)の場合 運転資金、設備資金 5,000万円（併用時5,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置3年以内） ■ 融資利率 変動 年1.5%以内 固定 年1.7%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.35～1.35% ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人は原則として1名以上、個人は必要により ■ 取扱期間 令和5年3月31日融資実行分まで <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ●【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する融資制度です。 ●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額・償還期間は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○国民生活事業</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で6,000万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○中小企業事業</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。 			○国民生活事業		貸付限度額	別枠で6,000万円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	○中小企業事業		貸付限度額	別枠で3億円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
○国民生活事業															
貸付限度額	別枠で6,000万円														
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）														
○中小企業事業															
貸付限度額	別枠で3億円														
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）														
活用できる方	中小企業・小規模事業者														
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活事業 日本政策金融公庫 <table border="0"> <tr> <td>福島支店</td> <td>024-523-2341</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-923-7140</td> </tr> <tr> <td>会津若松支店</td> <td>0242-27-3120</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-25-7251</td> </tr> </table> ●中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-522-9241 			福島支店	024-523-2341	郡山支店	024-923-7140	会津若松支店	0242-27-3120	いわき支店	0246-25-7251				
福島支店	024-523-2341														
郡山支店	024-923-7140														
会津若松支店	0242-27-3120														
いわき支店	0246-25-7251														

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中堅企業・中小企業に対する融資制度です。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○中小企業向け制度</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>元高：20億円以内 残高：3億円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○中堅企業向け制度</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>定めなし</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「特別利子補給制度」により当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。（4年目以降はこの利子補給はありません。） 			○中小企業向け制度		貸付限度額	元高：20億円以内 残高：3億円以内	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	○中堅企業向け制度		貸付限度額	定めなし	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
○中小企業向け制度															
貸付限度額	元高：20億円以内 残高：3億円以内														
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）														
○中堅企業向け制度															
貸付限度額	定めなし														
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）														

活用できる方	中堅企業・中小企業
お問い合わせ	●商工組合中央金庫 福島支店 024-526-1201 会津若松営業所 0242-26-2617

制度の名称	新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常の融資額 + 別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】 特別利率F - 0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】 特別利率F</p> <p><返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p> <p>（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となる予定です。</p>
活用できる方	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。</p>
お問い合わせ	<p>・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251</p>

制度の名称	生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常のご融資額＋別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】特別利率F</p> <p>（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間は実質無利子となる予定です。</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p>
活用できる方	●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
お問い合わせ	・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251

制度の名称	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。</p> <p>一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金にお使いいただけます。</p> <p><融資限度額> 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円</p> <p><利率> 基準利率 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）> 7年以内（2年以内）</p>
活用できる方	●新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること

	<p>(1) 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること</p> <p>(2) 業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</p> <p>2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お問い合わせ	<p>・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341</p> <p>郡山支店 024-923-7140</p> <p>会津若松支店 0242-27-3120</p> <p>いわき支店 0246-25-7251</p>

制度の名称	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）												
支援の種類	貸付（融資）												
概要	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。</p> <p>社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金にお使いいただけます。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民生活事業</th> <th>中小企業事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>4,800万円</td> <td>直接貸付 7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基準利率</td> <td>基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td colspan="2">設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内></td> </tr> </tbody> </table>		国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円	利率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>	
	国民生活事業	中小企業事業											
融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円											
利率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。											
返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>												
活用できる方	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2 最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1か月以上悪化している方 5 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 												
お問い合わせ	<p>・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341</p> <p>郡山支店 024-923-7140</p> <p>会津若松支店 0242-27-3120</p> <p>いわき支店 0246-25-7251</p>	<p>・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-522-9241</p>											

制度の名称	福島県信用保証協会における特別保証制度等				
支援の種類	貸付（融資）				
概要	<p>●主な国制度融資一覧 コロナウイルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。 売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。</p>				
	売上高等減少率	20%以上		5%以上	
	制度名称	セーフティネット保証4号 (略称：SN4号)		セーフティネット保証5号 (略称：SN5号)	
	融資限度額	2億8,000万円			
	融資期間	運転10年以内、設備20年以内 (うち据置期間1年以内)			
	融資利率	金融機関所定利率			
	信用保証料率	年0.80%	年0.75%		
	連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要			
	担保	必要に応じ			
	必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。			
	<p>●主な県制度融資一覧 コロナウイルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。 上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。</p>				
	売上高等減少率	20%以上 (SN4号)	20%以上(SN4号) 15%以上(SN5号・一般枠)	5%以上 (SN5号)	3%以上
	制度名称	福島県緊急経済対策資金			
		新型コロナウイルス 対策特別資金	伴走支援型 特別資金	外的変化対応資金	
	融資限度額	8,000万円	6,000万円	運転5,000万円 設備7,000万円 (SN5号の場合5,000万円)	
	融資期間	10年以内 (うち据置期間1年以内)	10年以内 (うち据置期間5年以内)	10年以内 (うち据置期間3年以内) ※SN5号の場合1年以内	
	融資利率	固定年 1.5%以内	固定年 1.5%以内	変動年1.5%以内 固定年1.7%以内	
	信用保証料率	年0.50%	年0.20~1.15%	年0.35~1.35%	
	連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要			
	担保	必要に応じ			
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。 (伴走支援型特別資金の一般枠を除く)		売上等減少に関する資料が必要になります。		

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上等が減少している（減少見込み）の事業者 																					
お問い合わせ	<p>福島県保証協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。 <p>【平日】 9時～17時</p> <table border="1" data-bbox="320 421 1501 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島営業店</td> <td>024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td>白河支店</td> <td>0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td>会津支店</td> <td>0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>相双支店</td> <td>0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【休日（土・日・祝日）】 9時～17時 総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域のご相談を受け付けています。）</p>		電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
	電話	担当地域																				
福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																				
郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																				
白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町																				
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																				
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																				
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																				

●農林水産業に関すること

制度の名称	農林漁業者向け支援等情報	
支援の種類	支援制度の紹介（貸付（融資）等）ほか	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●県ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策に係る農林水産分野支援等情報」を掲載しています。 	
	※掲載先URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html	
活用できる方	●県内の農林漁業者等	
お問い合わせ	●福島県農林水産部農林企画課 電話024-521-7319	

●建設業に関すること

制度の名称	建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和	
支援の種類	学校の臨時休業対策	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●工事現場に配置された監理技術者等が、学校の臨時休業に伴う育児のため短期間工事現場を離れること及び工期途中で交代することを認める。 	
	また、学校の臨時休業に伴う育児のため、建設業者に、公共工事の現場に専任の監理技術者等として配置できる「3ヵ月以上の雇用関係にある技術者」がない場合は、3ヵ月未満の雇用関係にある者の配置を認める。	
活用できる方	●小学校等に通う子の保護者及びその保護者が勤務する建設業者	
お問い合わせ	●土木部建設産業室 電話：024-521-7452	

(共通)

●各種相談に関すること

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口
相談内容、概要等	●感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前にご連絡ください。
お問い合わせ	●受診・相談センター 電話：0120-567-747 毎日（24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
相談内容、概要等	●県の対策や予防法などの相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県一般相談（コールセンター） 電話：0120-567-177 Fax：024-521-7926 平日 8時30分～21時 土日祝日 8時30分～17時15分 ※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。 ●厚生労働省厚生労働省相談窓口 電話：0120-565653 土日・祝日含む 9時～21時

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口
相談内容、概要等	●感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方は多くおられます。「こころ」の健康についての相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。
お問い合わせ	●こころの電話（福島県精神保健福祉センター） 電話：024-535-5560 平日 9時～17時

相談窓口名	新型コロナウイルスワクチン接種の会場や予約方法等				
相談内容、概要等	●ワクチン接種の会場や予約方法等については、 <u>各市町村の相談窓口</u> にお問い合わせください。				
お問い合わせ	地域	市町村名	問合せ先名称	問合せ先電話番号	予約電話番号 (変更予約の番号を含む。)
	県北 地域	福島市	福島市コロナワクチン予約・相談センター	050-5577-2804	050-5445-4355
		二本松市	新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター	0570-050-557	0570-050-557
		伊達市	伊達市コロナワクチン接種予約・相談センター	0120-743-567	0120-743-567
		本宮市	新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター	0570-050-557	0570-050-557
		桑折町	桑折町役場 健康福祉課	024-582-1133	050-8885-1060
		国見町	国見町役場 ほけん課 新型感染症対策室	024-585-2179	050-8885-1070
		川俣町	川俣町コロナワクチン予約・相談センター	024-597-6321	024-597-6321
		大玉村	新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター	0570-050-557	0570-050-557
	県中 地域	郡山市	郡山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	0120-994-883	0120-567-362
		須賀川市	須賀川市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	0120-567-455	0120-567-455
		田村市	田村市新型コロナウイルスワクチン相談ダイヤル	0247-81-2512	0247-61-7833
		鏡石町	鏡石町コールセンター	0120-006-873	0120-006-873
		天栄村	天栄村コールセンター	0248-94-8892	0248-94-8892
		石川町	石川町コロナワクチン接種コールセンター	0247-26-9130	0247-26-9130
		玉川村	玉川村保健センター	0247-37-1024	0247-37-1024
		平田村	平田村健康福祉課	0247-55-3119	0247-55-3119
		浅川町	浅川町保健センター	0247-36-4722	0120-501-530
		古殿町	古殿町健康管理センター	0247-53-4038	0120-534-038
		三春町	ワクチン予約センター	0247-62-5110	0247-61-7311
		小野町	小野町役場 健康福祉課	0247-72-6934	0247-72-6934
		県南 地域	白河市	白河市新型コロナウイルスワクチンコールセンター	0120-567-343
	西郷村		西郷村保健福祉センター	0248-25-1115	0570-02-2450
	泉崎村		泉崎村コロナワクチン専用窓口	0248-21-5664	0248-21-5664
	中島村		中島村保健福祉課	0248-52-2174	0248-52-2174
	矢吹町		矢吹町保健福祉課健康増進係	0248-44-2300	0248-44-2300
	棚倉町		棚倉町コロナワクチン相談窓口	0120-567-542	0120-567-542
	矢祭町		矢祭町町民福祉課健康づくりグループ	0247-46-4581	0247-46-3750
	塙町		塙町健康福祉課	0247-43-2115	0247-57-5799
	鮫川村	鮫川村住民福祉課	0247-49-3112	0247-57-6331	

会津 地域	会津若松市	会津若松市新型コロナウイルス感染症 総合コールセンター	0570-026-263	0120-050-503
	喜多方市	喜多方市新型コロナウイルスワクチン接 種コールセンター	0241-23-8220	0120-885-400
	北塩原村	北塩原村保健センター	0241-28-3733	0241-28-3733
	西会津町	西会津町新型コロナウイルスワクチン接 種相談窓口	0241-45-2269	0241-45-2269
	磐梯町	磐梯町保健福祉センター	0242-73-3101	0242-73-3101
	猪苗代町	猪苗代町保健福祉課	0242-62-2115	—
	会津坂下町	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
	湯川村	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
	柳津町	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
		柳津町役場 町民課	0241-42-2118	—
	三島町	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
		三島町役場 町民課	0241-48-5565	—
	金山町	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
		金山町役場 保健福祉課 保健係	0241-54-5135	—
	昭和村	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260
昭和村保健福祉課		0241-57-2645	0241-57-2645	
会津美里町	両沼地方コロナワクチンコールセンター	0570-020-260	0570-020-260	
南会 津地 域	下郷町	下郷町健康福祉課健康係	0241-69-1199	070-7421-4108 070-7421-4109
	檜枝岐村	檜枝岐村住民課	0241-75-2502	0241-75-2502
	只見町	只見町保健福祉課保健係	0241-84-7005	—
	南会津町	南会津町健康福祉課健康増進係	0241-62-6180	0570-0567-33
相双 地域	相馬市	相馬市新型コロナワクチン接種コール センター	0244-37-7567	—
	南相馬市	南相馬市新型コロナウイルスワクチン接 種コールセンター	0120-268-237	0120-268-237
	広野町	広野町コロナワクチンコールセンター	0120-567-513	0120-567-513
	檜葉町	檜葉町住民福祉課	0240-23-6102	0240-23-6102
	富岡町	富岡町コロナワクチンコールセンター	0120-811-001	0120-811-001
	川内村	川内村 保健福祉課	0240-38-2941	0240-38-2941
	大熊町	大熊町新型コロナワクチン接種コール センター	0120-205-808	0120-205-808
	双葉町		—	—
	浪江町	浪江町健康保険課健康係	0240-34-0249	0240-34-0249
	葛尾村	葛尾村役場住民生活課	080-2110-3188	080-2110-3188
	新地町	新地町新型コロナワクチン接種コール センター	0244-62-3942又 は4998	0244-62-3942又 は4998
飯舘村	飯舘村役場健康福祉課健康係	0244-42-1637	0244-42-1637	
いわ き地 域	いわき市	いわき市新型コロナワクチン接種コール センター	0120-053-500	0120-053-500

相談窓口名	新型コロナワクチン副反応に関する相談窓口
相談内容、概要等	●新型コロナワクチン接種に係る副反応等の専門的な相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター 電話：0120-336-567 毎日：9:00～20:00（土日祝日を含む）

相談窓口名	新型コロナワクチン接種全般に関すること
相談内容、概要等	●新型コロナワクチン接種全般に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 電話：0120-761-770 毎日：9:00～21:00（土日祝日を含む）

相談窓口名	モデルナワクチン接種センター
相談内容、概要等	<p>●武田/モデルナ社のワクチンを1回接種した後、転居等により2回目の接種が困難となっている方に対し、モデルナワクチン接種センター（郡山市・星総合病院）における2回目接種の予約を受け付けています。</p> <p>●主な接種対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）海外で既に武田/モデルナ社ワクチンを1回目接種済みの方 （2）他の都道府県の会場で武田/モデルナ社ワクチンを1回目接種後に移動された方 （3）職域接種会場で武田/モデルナ社ワクチンを1回目接種後、事情により当該会場で2回目接種を完了できなかった方 <p>●接種会場 公益財団法人 星総合病院（郡山市向河原町159-1）</p> <p>●予定人数 週1回20名程度</p>
お問い合わせ	●予約窓口：024-521-8574（土日祝日を除く9時～17時） ※予約可能な日時は電話予約の際にお伝えします。

相談窓口名	新型コロナワクチンの小児接種に関する相談窓口
相談内容、概要等	<p>小児接種の対象者及び保護者様からのワクチン接種に関する相談に医学的知見を有する看護師が対応します。</p> <p>(例) ・これから接種するか迷っている保護者様からの相談 ・接種後に副反応（発熱、痛み等）が生じたときの相談 等 (相談内容により、かかりつけ医や接種医への受診をお勧めすることがあります。)</p>
お問い合わせ	<p>●福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口 電話：0120-191-567 毎日：9：00～20：00（土日祝日を含む）</p>

相談窓口名	新型コロナ関連詐欺に関する消費者トラブル
相談内容、概要等	<p>●給付金やワクチンなどを口実にした詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けています。</p>
お問い合わせ	<p>●新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン（国民生活センター） 電話：0120-797-188 毎日：10：00～16：00（土日祝日を含む）</p>

相談窓口名	各市町村予防接種救済制度担当窓口		
相談内容、概要等	<p>新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度は予防接種法に基づくものとなっており、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。</p> <p>申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた市町村にご相談ください。</p>		
お問い合わせ	市町村名	担当課名	電話番号
	福島市	保健予防課 感染症対策係	024-572-3152
	会津若松市	健康増進課 新型コロナウイルス対策室	0242-39-1245 0242-23-9271
	郡山市	保健・感染症課	024-924-2163
	いわき市	総務課 感染症対策係	0246-27-8595
	白河市	健康増進課 予防管理係	0248-27-2112
	須賀川市	健康福祉部 健康づくり課	0248-88-8122
	喜多方市	保健課	0241-23-5074
	相馬市	保健センター	0244-35-4477
	二本松市	健康増進課 予防係	0243-55-5109
	田村市	保健課 保健指導係	0247-81-2271
	南相馬市	健康づくり課 健康企画係	0244-23-3680
	伊達市	健康推進課 健康管理係	024-575-1116
	桑折町	保健福祉課	024-582-1133
	国見町	ほけん課	024-585-2111(代表)
	川俣町	保健福祉課	024-566-2111(代表)
	大玉村	健康福祉課	0243-48-3130
	本宮市	保健課 健康増進係	0243-63-2780
	鏡石町	健康福祉課健康グループ	0248-62-2115
	天栄村	住民福祉課 健康増進グループ	0248-82-3800
	下郷町	健康福祉課	0241-69-1199
	檜枝岐村	住民課	0241-75-2502
	只見町	保健福祉課	0241-84-7005
	南会津町	健康福祉課	0241-62-6180
	北塩原村	住民課 健康づくり班(保健センター)	0241-28-3733
	西会津町	健康増進課 健康支援係	0241-45-2269
	磐梯町	町民課(保健福祉センター)	0242-73-3101
	猪苗代町	保健福祉課 健康づくり係	0242-62-2115
	会津坂下町	生活課 健康増進係	0242-93-6169
	湯川村	住民課 保健センター(湯川村保健センター)	0241-27-3110
	柳津町	町民課 保健衛生係	0241-42-2118
	三島町	町民課 保健福祉係	0241-48-5565
	金山町	住民課 保健福祉係	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課 保健係	0241-57-2646	
会津美里町	健康ふくし課 健康増進係	0242-55-1145	
西郷村	健康推進課 保健係	0248-25-1115	
泉崎村	住民福祉課(保健福祉総合センター)	0248-54-1335	
中島村	保健福祉課	0248-52-2174	
矢吹町	保健福祉課 健康増進係	0248-44-2300	
棚倉町	健康福祉課(保健福祉センター)	0247-33-7801	

矢祭町	町民福祉課 健康づくりグループ	0247-46-4581
塙町	健康福祉課	0247-43-2115
鮫川村	住民福祉課健康係	0247-49-3112
石川町	健康増進係(保健センター)	0247-26-8416
玉川村	保健センター	0247-37-1024
平田村	健康福祉課 健康増進係	0247-55-3119
浅川町	浅川町保健センター	0247-36-4722
古殿町	健康管理センター	0247-53-4038
三春町	保健センター	0247-62-5110
小野町	健康福祉課	0247-72-6934
広野町	健康福祉課	0240-27-3040
檜葉町	住民福祉課 保健衛生係	0240-25-2111
富岡町	健康づくり課	0240-22-9003
川内村	保健福祉課	0240-38-2941
大熊町	保健福祉課	0240-23-7419
双葉町	健康福祉課 健康づくり係	0246-84-5205
浪江町	健康保険課 健康係	0240-34-0249
葛尾村	住民生活課 健康福祉係	0240-29-2112
新地町	健康福祉課	0244-62-2096
飯舘村	健康福祉課	0244-42-1637

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談 ●有給休暇及び休業手当、休業に関する相談 ●新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●電話：０２４－５２６－２２７０（福島県社会保険労務士会相談窓口） 月～金（祝日を除く）９時～１６時

相談窓口名	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な問題、その他法的問題について、弁護士が相談に応じます。（事業者向け） 【受付時間：平日午前１０時～正午、午後１時～午後４時】 ※地域の弁護士会の専用窓口に繋がり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との相談（一部地域を除く）ができます。身近に相談できる弁護士がいない中小企業の方々は是非ご利用ください。 ※実際の相談実施までにお時間をいただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業のためのひまわりほっとダイヤル 電話：０５７０－００１－２４０ ※お電話がつかない場合は、「全国共通電話番号」（０５７０－０７３－５６７）またはオンライン申込みをご利用ください。 ●オンライン申し込みフォーム https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/ （パソコン、携帯、スマートフォン共通） 

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット（SNS等を含む。）上の書き込みなどの様々な人権問題について、相談を受け付けています。 【受付時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分】
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権１１０番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：０５７０－００３－１１０（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権１１０番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：０１２０－００７－１１０（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：０５７０－０７０－８１０（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯、スマートフォン共通） 

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別行為、誹謗中傷等の被害について、相談・助言・情報提供等を行い、必要に応じて法務局、県警などの専門関係機関を紹介します。
お問い合わせ	●福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 総括班 電話：024-521-8647 実施日時：祝日を除く月曜日から金曜日（午前9時～午後5時） 対象者：福島県民のうち新型コロナウイルス感染症患者（及びその関係者）

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	●家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。 ●その他、法律相談、女性のためのカウンセリングを行っています。
お問い合わせ	●福島県男女共生センター相談室（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） 電話：0243-23-8320 （一般相談）火・木～日／9時～12時、13時～16時 水／13時～17時、18時～20時 （法律相談）第3水曜／13時30分～15時30分（1人30分）（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10時～11時（面接のみ） 第3金曜／13時30分～14時30分（面接のみ）

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”
相談内容、概要等	●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。
お問い合わせ	●SACRAホットライン 電話：024-533-3940または、 #8891（全国共通短縮ダイヤル） 月・水・金／10時～20時 火・木／10時～17時（祝日、年末年始を除く） 上記以外の時間は、自動転送により、24時間365日、コールセンターに繋がり相談をすることができます。 ※コールセンターは、内閣府が各県の相談窓口支援のために開設したもので、相談内容は、SACRAふくしまが引き継ぎ、関係機関と連携して必要な支援を行います。

相談窓口名	女性のための相談支援センター
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます。 【受付時間：午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）】
お問い合わせ	電話：024-522-1010

相談窓口名	DV相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談+（プラス） 電話：0120-279-889（24時間受付） メール：https://soudanplus.jp/ にアクセス（24時間受付） チャット：https://soudanplus.jp/ にアクセス（受付時間：正午～午後10時） 

相談窓口名	外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットライン
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人住民の新型コロナウイルス感染症への不安や生活面での相談に応じます。 ●必要に応じて、受診・相談センター等につなぎ、通訳支援を行います。 ●相談は無料で、通話料はかかりません。（LINE通話からでもご利用いただけます。） ●対応言語：20言語 （英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日時：24時間（土日祝含む）いつでも受付いたします。 ※保健師による対応は、平日の9：00～17：00（祝日、12月29日～1月3日を除く） ●電話：0120-992-860（フリーダイヤル） ●相談方法：電話の上、お話ししたい言語を伝えてください。 ●LINE通話を活用した電話でもホットラインをご利用できます。 ●下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「福島県国際課」 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005e/fukushima-foreign-covid19hotline.html  <p>LINE ID fukushimacovidcall</p>

相談窓口名	外国人住民のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。(法律相談(事前申込制)も可能) 対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日時 <ul style="list-style-type: none"> 【英語、中国語、日本語】(相談員による対応) 火～土/9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】(通訳員による対応) 木/10時～14時 ※第4、5木曜は事前予約が必要です。 【英語、中国語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】(外部の通訳サービスによる対応) 火～土/9時～17時15分 ●実施場所(来所相談及び電話相談) 福島県国際交流協会(福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階) https:// www.worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業 

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口 (特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター)																						
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に居住・滞在する外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安や相談に対応します。 ●日本におけるコロナウイルス検査の体制、地域の相談窓口などの案内を通し、相談者の疑問や不安に対応します。 ●相談は無料で、通話料のみご負担いただきます。 ●受付期間を延長して、引き続き対応しています。 【受付時間：平日10時～16時】 																						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お問い合わせ先 <table border="1" data-bbox="339 1451 1270 1832"> <tr> <td colspan="3">相談窓口 03-6233-9266</td> </tr> <tr> <td>月曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>韓国語・フィリピン語</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語・タイ語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水曜日</td> <td rowspan="2">英語・やさしいにほんご</td> <td>スペイン語</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語(第2、第4水曜日のみ)</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>ポルトガル語</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター」 https://www.amdamedicalcenter.com/ 	相談窓口 03-6233-9266			月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語	火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語	水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語	ベトナム語(第2、第4水曜日のみ)	木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語	金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語	土日祝	英語・やさしいにほんご	—
相談窓口 03-6233-9266																							
月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語																					
火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語																					
水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語																					
		ベトナム語(第2、第4水曜日のみ)																					
木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語																					
金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語																					
土日祝	英語・やさしいにほんご	—																					

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS
相談内容、概要等	児童生徒の、感染症を理由としたいじめや偏見等に対する悩みの相談を受け付けています。
お問い合わせ	●ダイヤルSOS（福島県教育センター） 電話：0120-453-141（受付時間：平日10時～17時） ●ふくしま24時間子どもSOS 電話：0120-916-024（受付時間：24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。
お問い合わせ	●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）9時～17時 電話：0570-064-556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルスに関する下記のような相談や情報提供を受け付けています。 事例1) ネットショップで注文した商品を返品したいが、新型コロナの影響で窓口対応が遅れており、業者と連絡がとれない。 事例2) 新型コロナの影響で収入が減ったため、副業サイトに登録し利用料金を支払ったものの、当初の説明と違うので解約したい。 事例3) 新型コロナの影響で結婚式をキャンセルしたが、高額なキャンセル料を請求された。 など
お問い合わせ	●福島県消費生活センター 受付時間：月～金／9時～18時30分、第4日曜／9時～16時30分 電話 024-521-0999

相談窓口名	消費生活無料法律相談等
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県消費生活センターでは、新型コロナウイルスの影響で、「収入が減少したので、住宅ローンや保険の見直しをしたい」、「今後多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのか」など、生活設計について、専門家（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を実施しています。 また、抱えてしまった借金や多重債務についての問題なども、法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談を実施しています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：原則、毎月第4木曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時 ○相談方法：電話相談及び来所相談 ※事前に予約をお願いします。 ●弁護士・司法書士による法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：毎週木曜日及び原則毎月第4日曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時（日曜日 午前10時～午後3時） ○相談方法：電話相談及び来所相談(司法書士のみ) ※事前に予約をお願いします。 <p>【来所相談の予約/電話相談先】 福島県消費生活センター 相談専用電話 024-521-0999</p>

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～17時） 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） 

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間：平日9時～16時 電話：0120-610-145

相談窓口名	商工関係事業所相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290 【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】

相談窓口名	労働困りごと相談窓口（福島県労働委員会）
相談内容、概要等	●コロナ禍に起因する解雇、雇止め等をはじめ、職場でトラブルを抱えている労働者・使用者の皆さんからの労働に関する様々な困りごとの相談を受け付けています。秘密厳守。相談は無料です。
お問い合わせ	<p>●〈電話〉でのご相談 電話：024-521-7594 受付時間：午前8時30分～午後0時、午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>●〈面接〉でのご相談 福島県自治会館4階の事務局に直接お越しください。 予約は不要ですが、事前にお電話をいただければ、よりスムーズに対応可能です。</p> <p>場所：福島市中町8-2 福島県自治会館 4階 受付時間：午前8時30分～午後0時、午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>※お車でお越しの場合 県庁舎外来駐車場をご利用ください。 また、県庁舎外来駐車場をご利用の際は、無料処理を行いますので、駐車券をご持参ください。</p> <p>●〈メール〉でのご相談 メールによる相談送信フォームはこちら</p> <p style="text-align: right;">詳しくはホームページで</p> <div style="text-align: right;"> <input type="text" value="福島県労働委員会 メール相談"/> <input type="button" value="検索"/> </div> 

相談窓口名	福島県信用保証協会相談窓口																						
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内6か所の営業店・支店に「経営相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。 																						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別相談窓口【平日】 9時～17時 <table border="1" data-bbox="320 421 1497 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島営業店</td> <td>024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td>白河支店</td> <td>0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td>会津支店</td> <td>0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>相双支店</td> <td>0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table> ● 休日電話相談【土・日・祝日】 9時～17時 総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域の相談を受け付けています。） 			電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
	電話	担当地域																					
福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																					
郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																					
白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町																					
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																					
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																					
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																					

相談窓口名	農林水産業に関する相談窓口																																																																																																																																																																			
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業・林業・水産業それぞれの分野に関する経営相談や支援制度の紹介などを行う相談窓口を開設しております。 【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】 																																																																																																																																																																			
お問い合わせ	● お問い合わせ先																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">担当部署</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="3">担当分野</th> </tr> <tr> <th>農</th> <th>林</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県庁</td> <td>農業振興課</td> <td>024-521-7339</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業振興課</td> <td>024-521-7432</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産課</td> <td>024-521-7379</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県北 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>024-521-2604</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊達農業普及所</td> <td>024-575-3181</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安達農業普及所</td> <td>0243-22-1127</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>024-521-2632</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県中 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>024-935-1301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田村農業普及所</td> <td>0247-62-3113</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>須賀川農業普及所</td> <td>0248-75-2180</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>024-935-1361</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県南 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>0248-23-1561</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0247-33-2121</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会津 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>0242-29-5301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>喜多方農業普及所</td> <td>0241-24-5741</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会津坂下農業普及所</td> <td>0242-83-2116</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金山普及所</td> <td>0241-54-2801</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南会津 農林事務所</td> <td>森林林業部</td> <td>0241-24-5731</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0241-62-5644</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南郷普及所</td> <td>0241-72-2243</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">相双 農林事務所</td> <td>森林林業部</td> <td>0241-62-5371</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0244-26-1146</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>双葉農業普及所</td> <td>0240-23-6473</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0244-26-1171</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">いわき 農林事務所</td> <td>富岡林業指導所</td> <td>0240-23-6084</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0246-24-6154</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0246-24-6191</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産事務所</td> <td></td> <td>0246-24-6172</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						担当部署		電話番号	担当分野			農	林	水	県庁	農業振興課	024-521-7339	○			林業振興課	024-521-7432		○		水産課	024-521-7379			○	県北 農林事務所	農業振興普及部	024-521-2604	○			伊達農業普及所	024-575-3181	○			安達農業普及所	0243-22-1127	○			森林林業部	024-521-2632		○		県中 農林事務所	農業振興普及部	024-935-1301	○			田村農業普及所	0247-62-3113	○			須賀川農業普及所	0248-75-2180	○			森林林業部	024-935-1361		○		県南 農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1561	○			森林林業部	0247-33-2121		○		会津 農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5301	○			喜多方農業普及所	0241-24-5741	○			会津坂下農業普及所	0242-83-2116	○			金山普及所	0241-54-2801	○			南会津 農林事務所	森林林業部	0241-24-5731		○		農業振興普及部	0241-62-5644	○			南郷普及所	0241-72-2243	○			相双 農林事務所	森林林業部	0241-62-5371		○		農業振興普及部	0244-26-1146	○			双葉農業普及所	0240-23-6473	○			森林林業部	0244-26-1171		○		いわき 農林事務所	富岡林業指導所	0240-23-6084		○		農業振興普及部	0246-24-6154	○			森林林業部	0246-24-6191		○		水産事務所		0246-24-6172			○
	担当部署		電話番号	担当分野																																																																																																																																																																
				農	林	水																																																																																																																																																														
	県庁	農業振興課	024-521-7339	○																																																																																																																																																																
		林業振興課	024-521-7432		○																																																																																																																																																															
		水産課	024-521-7379			○																																																																																																																																																														
	県北 農林事務所	農業振興普及部	024-521-2604	○																																																																																																																																																																
		伊達農業普及所	024-575-3181	○																																																																																																																																																																
		安達農業普及所	0243-22-1127	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	024-521-2632		○																																																																																																																																																															
	県中 農林事務所	農業振興普及部	024-935-1301	○																																																																																																																																																																
		田村農業普及所	0247-62-3113	○																																																																																																																																																																
		須賀川農業普及所	0248-75-2180	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	024-935-1361		○																																																																																																																																																															
	県南 農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1561	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	0247-33-2121		○																																																																																																																																																															
	会津 農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5301	○																																																																																																																																																																
		喜多方農業普及所	0241-24-5741	○																																																																																																																																																																
		会津坂下農業普及所	0242-83-2116	○																																																																																																																																																																
金山普及所		0241-54-2801	○																																																																																																																																																																	
南会津 農林事務所	森林林業部	0241-24-5731		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0241-62-5644	○																																																																																																																																																																	
	南郷普及所	0241-72-2243	○																																																																																																																																																																	
相双 農林事務所	森林林業部	0241-62-5371		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0244-26-1146	○																																																																																																																																																																	
	双葉農業普及所	0240-23-6473	○																																																																																																																																																																	
	森林林業部	0244-26-1171		○																																																																																																																																																																
いわき 農林事務所	富岡林業指導所	0240-23-6084		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0246-24-6154	○																																																																																																																																																																	
	森林林業部	0246-24-6191		○																																																																																																																																																																
水産事務所		0246-24-6172			○																																																																																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ● 下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「新型コロナウイルス感染症に係る情報（農林漁業者等向け）」福島県農林企画課HP https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html 																																																																																																																																																																				



●その他

制度の名称	遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）
支援の種類	通訳
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚に障がいのある方が帰国者・接触者外来等を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、福島県聴覚障害者協会が行う遠隔手話通訳を利用できるサービス。 ・利用時間 月～金（祝日除く）9時～17時 <p>※ご自身のタブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Skype（スカイプ） ID：fukushima.zs4 ・FaceTime（フェイスタイム） ID:fukushima.zs4@icloud.com
活用できる方	・聴覚に障がいがあり、手話ができる方。
お問い合わせ	・福島県聴覚障害者協会 電話：024-522-0681 FAX:024-563-6228 月～金（祝日を除く）9時～17時

◎お問い合わせ先一覧

名称	管轄	電話番号
福島県庁（一般相談（コールセンター））	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	0120-567-177
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談ください。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健所		
県保健所（県保健福祉事務所）		
県北保健所（県北保健福祉事務所）	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健所（県中保健福祉事務所）	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健所（県南保健福祉事務所）	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健所（会津保健福祉事務所）	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503
南会津保健所（南会津保健福祉事務所）	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健所（相双保健福祉事務所）	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326
中核市保健所		
福島市保健所	福島市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-525-7670
郡山市保健所	郡山市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-924-2120
いわき市保健所	いわき市の保健、医療、衛生に関する相談等	0246-27-8555

◎支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）のホームページで、全国の支援情報について公開していますので、あわせてご参照ください。

支援情報ナビ

<https://corona.go.jp/info-navi/>